

昭和三十一年政令第三百六十六号

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律施行令

内閣は、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）
第二条第一項及び附則第四項の規定に基き、この政令を制定する。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規
定する政令で定める地域は、次のとおりとする。

- 一 樺太
- 二 千島列島
- 三 朝鮮
- 四 満洲
- 五 台湾

附 則 抄

- 1 この政令は、昭和三十一年一月一日から施行する。
- 2 法附則第四項に規定する遺族年金の支給時期は、昭和三十一年一月分及び二月分の遺族年金に
ついては同年四月十一日以後、同年三月分の遺族年金については同年九月十一日以後、その支給
の請求があつた日とする。ただし、同年一月分及び二月分の遺族年金については同年四月十一日
前に、同年三月分の遺族年金については同年九月十一日前に、当該遺族年金を受ける権利を有す
る者が遺族年金を受ける権利を失つた場合における支給時期は、同年四月一日以後その支給の請
求があつた日とする。